

確定申告に必要なもの

お忘れの書類がないか申告会場に来る前にもう一度確認しましょう!

- ★ 持ち物  全員 ☐ マイナンバーカード (または通知カード+本人確認書類)
-  対象の方 ☐ 利用者識別番号記載の申告書お知らせはがき
(税務署から送付されたもの※お持ちの方のみ)
- ☐ 所得税が還付になる方→本人名義の口座番号のわかるもの

★ 収入を証明するもの  令和6年1月1日から令和6年12月31日までの収入が対象です。

給与	☐ 給与所得の源泉徴収票（原本）	※複数ある場合は、すべて必要です。 例年複数あるうちの一部をお忘れの方がいらっしゃいますので、ご注意ください。
年金	☐ 公的年金等の源泉徴収票（原本） ※企業年金や厚生年金基金は「公的年金等」に含まれます。 「雑その他」の収入で申告しないようにしてください。	
営業 農業・不動産	☐ 収支内訳書（作成できていない場合は申告をお受けすることができません）	
一時	☐ 収入額と必要経費の記載された証明書（「支払保険金額等のお知らせ」など）	
シルバー 人材センター	☐ 配分金支払証明書 ※シルバー人材センターの配分金は雑所得で忘れずに申告しましょう。	
上記以外の所得	☐ 報酬等の支払調書、事業主からの支払証明書など	

★ 控除を証明するもの  令和6年1月1日から令和6年12月31日までに支払った分が対象です。

医療費 医療費控除の 明細書 	☐ 医療費控除の明細書 (作成できていない場合は申告をお受けすることができません) ※医療保険者から交付された「医療費通知」を確定申告書に添付する場合は、医療費控除の明細書の入力を簡略化することができ、医療費通知に記載されている分の医療費の領収書等の保存も不要です。 ※生命保険、高額療養費、出産育児一時金等から補てんされる金額は支払額から差し引いてください。 ※介護老人施設などでの施設サービス費用は、領収書に医療費控除対象額が明記されていることを確認してください。 ※おむつ代の控除を受けるには「おむつ使用証明書」が必要です。介護保険の要介護認定を受けている方は、2年目以降の確定申告では、「おむつ使用証明書」の代わりに健康福祉課で発行する「主治医意見書内容確認書」で代用できる場合があります。 ※予防接種や健康診断等の予防に関するもの、診断書代、自己都合の差額ベッド代、治療に直接関係しないマッサージ等は対象外です。	
社会保険料	☐ 控除証明書または納付済証明書、領収書 (国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、任意継続保険料などが対象です) ※国民年金保険料は控除証明書 (領収書) の提示または添付必須です。該当の方は必ずご用意ください。	
小規模企業 共済等掛金	☐ 支払った掛金額の証明書 (ご自身が支払った掛金のみが所得控除の対象となります)	
生命・地震保険	☐ 控除証明書	
住宅ローン ※初年度以外	☐ 令和6年分住宅借入金等特別控除申告書 (記入済のもの) 年末残高等証明書	
寄附金	☐ 受領証または領収書 (寄附者、寄附先、寄附額が記載されたもの)	
障がい者	☐ 障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、要介護認定に伴う障害者控除対象者認定書など	
勤労学生	☐ 学生証	
雑損	被害を受けた資産、取得時期、取得価格、保険金等で補填される金額がわかるもの ☐ 修繕の際に支払った金額の記載された領収書 ※「事業用資産」の雑損および「自然災害」による雑損は除く。	

※ご自身で作成された確定申告書については、役場窓口でお預かりできませんので、古河税務署へ直接郵送してください。

○お問い合わせ 町民税務課 税務G ☎(84)1966(直通)